

流域別下水道整備総合計画 計画変更手続きの簡略化

提案団体：石川県
令和3年7月15日

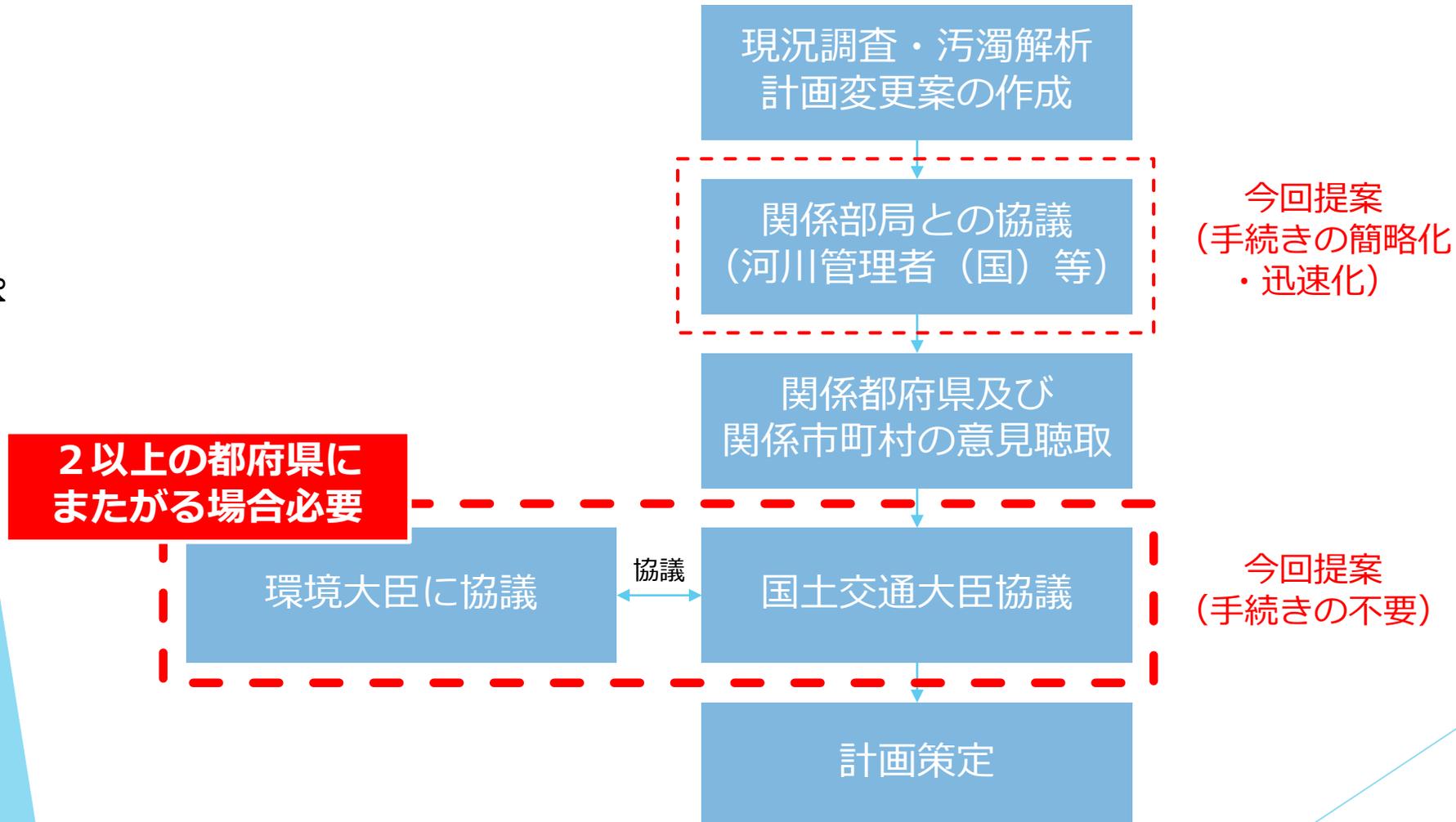
提案の概要

- ▶ 2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画（以下、流総計画）を変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議を不要とする
- ▶ 国の河川管理者との河川関係検討における手続きの簡略化・迅速化
- ▶ 計画変更が不要な場合の拡大

流総計画とは

- ▶ 流総計画とは、環境基本法上の公共用水域の環境基準を達成及び維持するために、個別の下水道計画の上位計画として、下水道法第2条の2に基づき、都道府県が定める計画のこと。
- ▶ 流域が2以上の都府県の区域にわたる場合に流総計画を定めようとするときは、関係都府県及び関係市町村の意見を聴いた上で、国土交通大臣及び環境大臣への協議が必要とされる。
- ▶ 流総計画は、基準年度から概ね20～30年程度を目安として定めることを原則としているが、下水道の整備事業の実施の順位に関する事項、(中期整備事項(下水道整備の進捗、負荷削減状況、公共用水域の水質改善状況の確認等))は、概ね10年毎に更新することとされており、その際に必要に応じ流総計画全体の変更手続きをする。

流総計画策定（変更）の手順



本県における事例②

流域が県をまたいでいるため大臣協議となる

塩屋沖
(水質基準点)

隣県より流入

きたがたこ
北潟湖 (福井県)

きばかた
木場潟

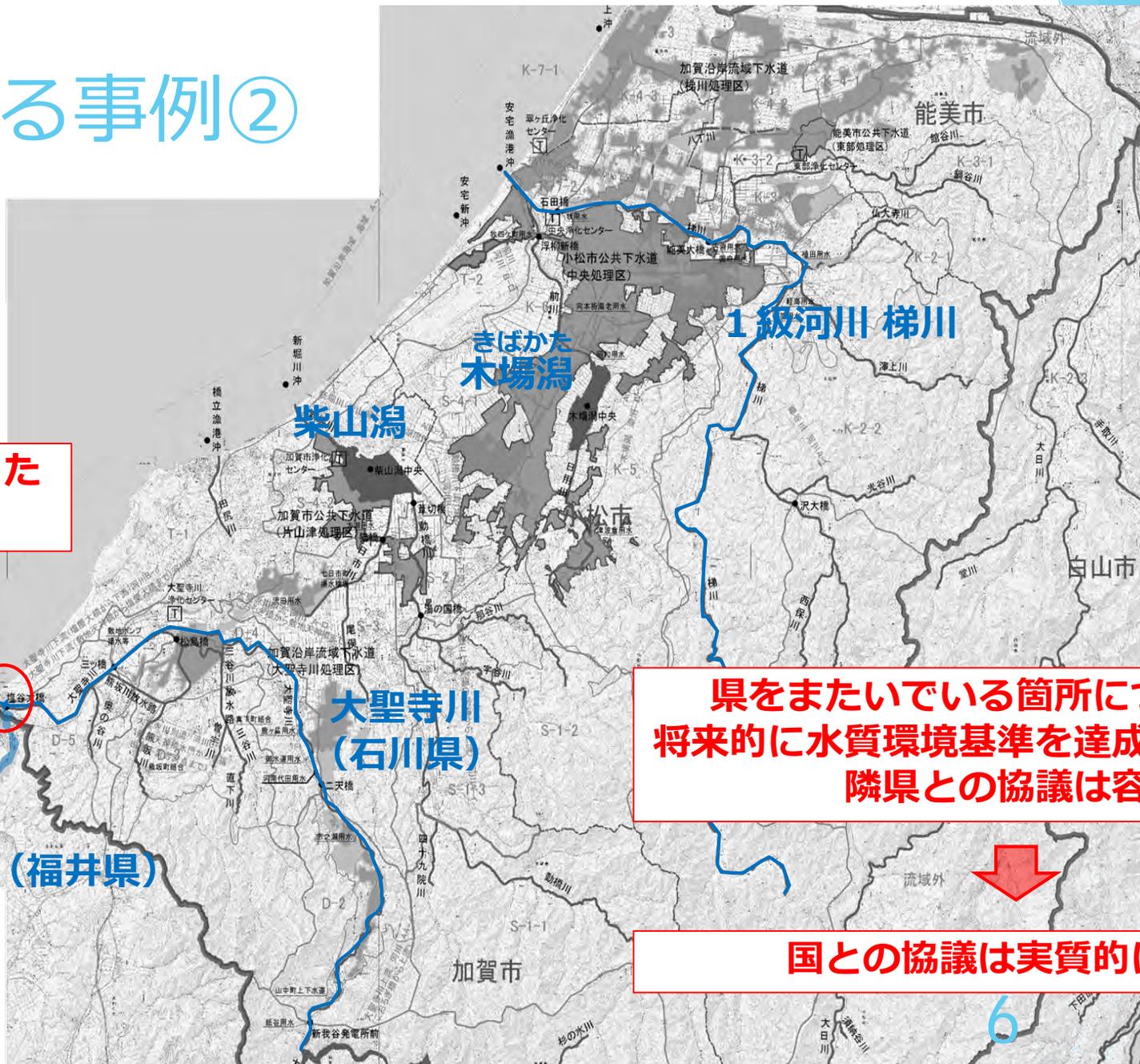
柴山潟

大聖寺川
(石川県)

1級河川 梯川

県をまたいでいる箇所については、
将来的に水質環境基準を達成可能なため、
隣県との協議は容易

国との協議は実質的に不要



具体的な支障事例

- ▶ 大臣協議の前提として、隣県との協議が必要であるが、これまでの流総計画の策定・変更においても、隣県をまたがる箇所については、計画に基づき、水質環境基準を将来的に達成可能のため、隣県との協議により決定する事項がなく、国に協議をする実質的意義がない。

＜関係都府県との調整や協力が必要な内容＞

・将来フレーム値（人口，出荷額，水量及び水質原単位等）の決定、水質環境基準を達成するために削減すべき汚濁負荷量の配分、処理水の放流先の位置の決定等

- ▶ 1級河川については国の管理のため、国の河川管理者との河川関係検討等の協議にも多大な時間を要しており、協議が長期化することでその都度同様の説明が必要となり、負担となっている。
- ▶ 下水道整備は概成しているが、中期整備事項の目標年度（概ね10年）を迎える度に、流総計画全体の変更手続が必要となる場合があり、人員面・財政面ともに大きな負担となっている。

本県における事例③

手続きにかかる期間 (前回)

現況調査・汚濁解析
計画変更案の作成

1～2年

(H12～H13)

今回提案
(手続きの簡略化・迅速化)

関係部局との協議
(河川管理者(国)等)

複数年

(H14～H25)

11年

関係都府県及び
関係市町村の意見聴取

数か月

(H17)

今回提案
(手続きの不要)

環境大臣に協議

協議

国土交通大臣協議

標準処理期間
(協議申出より2か月)

(H25)

計画策定

(H25)

資料作成や事前協議
を含めると大臣協議
に至るまで実質10年
以上かかっている

8

制度改正による効果

▶ 策定に係る業務負担の軽減、人員・予算の削減を図ることができる

- 現況調査及び計画案、協議資料の作成には委託料で1流域につき約2～3千万円程度の負担がある
- 調査開始から計画策定まで相当の時間がかかる